

平成30年度

行政監査

財政援助団体等に対する監査

結果報告書

甲州市監査委員

甲 州 監 第 4 1 号
平成 3 1 年 3 月 1 9 日

甲 州 市 議 会
甲 州 市 長
甲 州 市 教 育 委 員 会
甲 州 市 選 挙 管 理 委 員 会
甲 州 市 公 平 委 員 会
甲 州 市 農 業 委 員 会
甲 州 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 様

甲 州 市 監 査 委 員 長 瀬 静 男

甲 州 市 監 査 委 員 中 村 勝 彦

平成 3 0 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 及 び 行 政 監 査 結 果 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 2 項 及 び 第 7 項 の 規 定 に 定 め る 監 査 を 実 施 し
た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 、 そ の 結 果 を 報 告 し ま す 。

目 次

行政監査

1 監査の対象	1
2 監査の方法	1
3 監査の結果	1

財政援助団体等に対する監査

【公の施設の指定管理者】

1 監査の対象	3
2 監査の方法	3
3 監査の結果	3
個別の監査結果	4

行政監査

1 監査の対象

平成 30 年度における公の施設の指定管理者の指定について、公募、選定から協定締結までの手続きに係る事務。

監査対象

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課	選定手続き
			指定期間
甲州市勝沼健康福祉センター	社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会	福祉課	非公募 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
甲州市大和福祉センター・甲州市大和デイサービスセンター	株式会社 やさしい手甲府	福祉課	非公募 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
甲州市日川溪谷緑の村	株式会社 栄和交通	観光商工課	公募 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
甲州市やまと天目山温泉資源活用施設	株式会社 栄和交通	観光商工課	公募 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで
甲州市甲斐の国大和自然学校施設	株式会社 フィッツ	観光商工課	公募 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで

2 監査の方法

監査は、平成 30 年 12 月 26 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間、所管課から提出された監査資料の書類審査及び関係職員の説明聴取により実施した。

3 監査の結果

事務処理は概ね適正に処理されているものと認められた。なお、見直しや検討されたい事項について対処されたい。

(1) 公募・非公募について

「甲州市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」及び「甲州市指定管理者制度運用ガイドライン」において、指定管理者の選定は公募を原則としているが、今回の監査対象 5 件中 2 件が非公募選定されている。公募は、募集

の公平性を図るものであり、また複数の団体から企画提案が得られる効果もある。よって、非公募選定は例外的取扱いである点を踏まえ、非公募選定が、公平かつ透明性を確保された選定手続きとなるよう、より慎重に対処されたい。

(2) 委員会等会議録の作成について

委員会等の会議録においては、責任の所在を明らかにするためにも、適正な作成に努められたい。

(3) 基本協定書について

基本協定書に欠落事項、内容の変更等が発生した場合には、変更協定書を締結するなど、適切な処理に努められたい。また、基本協定書が、施設の運営に活かされるよう、内容の確定に努められたい。

(4) 指定管理施設検証結果報告書について

結果報告書に記載される評価の説明等においては、具体的な数値等を用いた説明ができるよう、政策秘書課と所管課で確認をされたい。

財政援助団体等に対する監査 【公の施設の指定管理者】

1 監査の対象

指定管理者制度を導入している次の施設について、平成 29 年度及び平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から同 11 月 30 日までの間）の管理運営状況。

指定管理者制度を導入している施設	指定管理者	所管課
甲州市大和福祉センター・甲州市大和デイサービスセンター	株式会社 やさしい手甲府	福祉課
甲州市日川溪谷緑の村	株式会社 栄和交通	観光商工課
甲州市やまと天目山温泉資源活用施設	株式会社 栄和交通	観光商工課
甲州市甲斐の国大和自然学校施設	株式会社 フィッツ	観光商工課
甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」	株式会社 セイウン	観光商工課
道の駅甲斐大和・甲州市農産物加工体験施設	株式会社 エープレイス	観光商工課

2 監査の方法

監査は、平成 30 年 12 月 26 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間、財務諸帳簿、監査資料等の書類審査並びに指定管理者と所管課職員の説明聴取により実施した。

3 監査の結果

各施設の管理運営は概ね適正に行われているものと認められるが、次の事項及び施設別に記した監査結果において適切に対処されたい。

- (1) 指定管理業務の実施状況について、月次実績報告書はもとより、現地確認や指定管理者との意見交換を行うなど、より一層その状況把握に努めること。
- (2) 基本協定書、年度協定書を遵守し、適切な施設の管理運営及び事務処理に努めること。

(ア) 甲州市大和福祉センター・甲州市大和デイサービスセンター

所管課	福祉課
公募・非公募の別	非公募
指定管理者	株式会社 やさしい手甲府
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成29年度 11,432,712円
	平成30年度 11,269,303円
利用料金制の有無	有
管理業務	<ul style="list-style-type: none">・福祉センターの事業に関すること。・利用の許可に関する業務。・デイサービスセンターは老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業に関する業務。・その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務。

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・基本協定書に掲げられた事項を記載した業務報告書を作成し提出すること。
- ・提出された業務報告書等の数値が一致しない部分が見受けられた。整合が図られるよう各書類の作成を適切に行うこと。

◎所管課に対する監査の結果

- ・修繕要望等の協議を行った内容は、記録に残しておくこと。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(イ) 甲州市日川溪谷緑の村

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 栄和交通
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成29年度 0円
	平成30年度 0円
利用料金制の有無	有
管理業務	<p>(ア) 緑の村の管理運營業務</p> <p>①緑の村における事業の実施に関すること。</p> <p>②緑の村の使用許可等に関すること。</p> <p>③緑の村の料金の収納に関すること。</p> <p>④緑の村及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>⑤緑の村に関する書類の作成及び保管に関すること。</p> <p>⑥その他、緑の村の管理運営に関すること。</p> <p>(イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・ 日常点検簿の点検項目を施設ごとに設定するなど改善に努めること。
- ・ 事業計画書の内容に誤りがあった。適切な事務処理に努めること。
- ・ 収支計画書の積算根拠を明確にし、会計の透明性を図ること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・ 指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・ 修繕要望等の協議を行った内容は、記録に残しておくこと。
- ・ 指定管理料については、施設の利用状況や管理経費を的確に把握し、適正な算定に努めること。

(ウ) 甲州市やまと天目山温泉資源活用施設

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 栄和交通
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成29年度 6,000,000円
	平成30年度 6,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<p>(ア) 天目山温泉の管理運営業務</p> <p>①天目山温泉における事業の実施に関すること。</p> <p>②天目山温泉の使用許可等に関すること。</p> <p>③天目山温泉の料金の収納に関すること。</p> <p>④天目山温泉及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>⑤天目山温泉に関する書類の作成及び保管に関すること。</p> <p>⑥その他、天目山温泉の管理運営に関すること。</p> <p>(イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・指定管理料について、収支計画書と年度協定書の内容に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。
- ・口頭での要望・意見について、記録に残しサービスの向上につなげること。
- ・人件費の取扱いにおける会計処理に誤りがあった。適切な事務処理に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・修繕要望等の協議を行った内容は、記録に残しておくこと。
- ・指定管理料について、年度協定書に示された期限を遵守し適切な執行に努めること。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(エ) 甲州市甲斐の国大和自然学校施設

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 フィッツ
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
指定管理料	平成29年度 11,000,000円
	平成30年度 11,000,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<p>(ア) 自然学校の管理運営業務</p> <p>①自然学校における事業の実施に関すること。</p> <p>②自然学校の使用許可等に関すること。</p> <p>③自然学校の料金の収納に関すること。</p> <p>④自然学校及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>⑤自然学校に関する書類の作成及び保管に関すること。</p> <p>⑥その他、自然学校の管理運営に関すること。</p> <p>(イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・管理業務の第三者委託について、契約書の写しを提出し承諾を受けること。
- ・収支計算書として提出された資料に誤りがあった。適切な作成に努めること。
- ・実績報告書と例月報告書の数値に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理料について、年度協定書に示された期限を遵守し適切な執行に努めること。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。

(オ) 甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 セイウン
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日
指定管理料	平成29年度 6,480,000円
	平成30年度 6,480,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	<p>(ア) 交流保養センターにおける次の業務</p> <p>①交流保養センターにおける事業の実施に関すること。</p> <p>②交流保養センターの使用許可等に関すること。</p> <p>③交流保養センターの料金の収納に関すること。</p> <p>④交流保養センター及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>⑤交流保養センターに関する書類の作成及び保管に関すること。</p> <p>⑥その他、交流保養センターの管理運営に関すること。</p> <p>(イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・事業計画書に示された管理運営体制を遵守し、円滑に業務が遂行できるよう努めること。
- ・事業計画書と事業報告書の内容に相違がみられた。適切な事務処理に努めること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・協定書に沿った実務を行い、協定書の内容に変更が生じた場合には、ただちに変更協定書の締結を行うこと。
- ・指定管理料について、年度協定書に示された期限を遵守し適切な執行に努めること。
- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。
- ・指定管理料の積算根拠を明確にするとともに、会計処理の適正化、透明化の検証に努めること。

(カ) 道の駅甲斐大和・甲州市農産物加工体験施設

所管課	観光商工課
公募・非公募の別	公募
指定管理者	株式会社 エープレイス
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日
指定管理料	平成29年度 2,916,000円
	平成30年度 2,700,000円
利用料金制の有無	有
管理業務	(ア) 道の駅甲斐大和・農産物加工体験施設における次の業務 ①経営管理業務 ②施設の管理運営に関する業務 ③施設及び設備の維持管理業務 ④その他、管理運営に関する業務 (イ) その他、管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

◎指定管理者に対する監査の結果

- ・事業計画書において数値の誤りがあった。適切な作成に努めること。
- ・甲州市農産物加工体験施設利用料について、積算根拠を明確にすること。

◎所管課に対する監査の結果

- ・指定管理者からの提出書類について、点検・確認を適切に行うこと。